

ミャンマーの「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」への指定 (本邦入国後3日間のホテル待機) について

在留邦人の皆様へ

当地滞在中の皆様へ

2022年2月11日

2月10日、日本政府は、ミャンマーを「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」に指定しましたのでお知らせします。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C015.html

この指定により、2月13日午前0時以降、ミャンマーからの全ての入国者については、検疫所長の指定する場所（ホテル。選択不可）で3日間待機の上、入国後3日目の検査で陰性と判定されましたら、入国後7日間の残りの4日間につき自宅待機が求められることとなります。ホテルには入国直後の検査を受けた後に専用バスで移送され、ホテル待機期間終了後は空港へ専用バスで移送されます。また、3日間のホテル滞在費は無料（政府負担）で、食事は支給されます。

なお、入国時に、入国後7日間の公共交通機関不使用と自宅又は宿泊施設での待機、この間の健康・位置情報の確認に必ずること等について誓約することが求められ、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象になり得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るので、御注意ください。

(参考情報)

1. 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2. 入国に必要なアプリの登録・利用について

(日・英) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(問い合わせ窓口)

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）
日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）
- 出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）
電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）
- 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション
電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013
- 本邦到着後の入国後の手続き及び待機施設等
成田空港検疫所：<https://www.forth.go.jp/keneki/narita>
+81-476-34-2310（9 時～17 時）
関西空港検疫所：<https://www.forth.go.jp/keneki/kanku/>
+81-72-455-1283（月～金（祝日を除く）：9:00～12:00 と 13:00～17:00）
福岡空港検疫所：<https://www.forth.go.jp/keneki/fukuoka/>
+81-92-477-0215
- 在ミャンマー日本国大使館 領事班
電話：9 5 - 1 - 5 4 9 6 4 4 ~ 8
メール：ryoji@yn.mofa.go.jp